

諮詢第 152 号

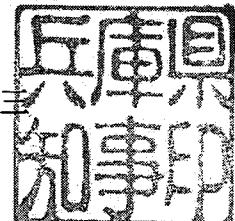
兵庫県環境審議会

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」見直しの基本的な事項について（諮詢）

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」に基づいて作成した「兵庫県地球温暖化対策推進計画(平成 29 年 3 月策定)」(以下、「計画」という。)の見直しを行いたいので、計画の基本的な事項について諮詢します。

令和 2 年 3 月 18 日

兵庫県知事 井 戸 敏 生



[諮詢理由]

昨年 12 月に開催された COP25 では、温室効果ガス削減目標の引き上げ等を表明した国が 84 力国、2050 年までに排出量を実質ゼロにする国は 73 力国に増えたとの発表があり、パリ協定が目指す「脱炭素社会」に向けて世界的な機運が高まりつつある。

国も、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 26.0% 削減、2050 年には 80% 削減、さらに今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を目指すとしている。

「脱炭素社会」の実現を地域から先導していくために、県が目指すべき姿を県民に示す必要があることから計画を見直すこととし、削減目標や削減方策等、計画の基本的な事項について意見を求める。